保護者各位

令和5年5月改定

京都西山高等学校
通信単位制課程

学校感染症による出席停止について

下記の感染症にかかった場合、学校保健安全法第 19 条に基づき出席停止となります。医師の指示に従って療養してください。保護者の方で、罹患した疾患に〇を付けて頂き、受診した医療機関を記入した罹患証明書を登校時、学校に提出するようお願いいたします。

学校感染症 罹患証明書

学籍番号　　クラス　　氏名

保護者氏名

上記生徒を「学校において予防すべき感染症」と診断し、出席停止期間は下記であったことを証明します。

疾患名(該当欄に〇を付けてください。)

疾患名			出席停止期間の基準
第1種		※エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第2種		インフルエンザ	解熱後2日かつ発症から5日間経過するまで
		麻しん（はしか）	解熱後3日を経過するまで
		風しん	発疹が消失するまで
		流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
		結核	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで
第3種		コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで
		その他の感染症（　　） ※溶連菌感染症、A型肝炎、B型肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで

出席停止期間　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

令和　　年　　月　　日

医療機関名